

有利発行課税に関する裁判例の考察

I. はじめに

株式の第三者割当の方法による有利発行があったとき、かかる株式を引き受けた株主(以下「取得株主」といい、法人であることを前提とします。)の課税関係に関して、近時、東京高裁平成22年12月15日判決裁判所HP掲載(以下「本判決」¹⁾)が公表されています。

今月は、本判決を通じて、取得株主は誰から如何なる利益を受け、如何なる理由により課税されるのか等について検討します。(引用文中の〔 〕は筆者らによるものです。)

II. 事案の概要

納税者(日本の株式会社)は、タイ王国に自己がその株式を直接又は間接に保有する関連子会社を有し、ある事業年度に当該タイ子会社2社が発行した各新株(以下「本件株式」)を額面価額(いずれも時価より低い価額)で引き受けましたが、特に受贈益を申告しなかったところ、税務署長から有価証券の取得に係る利益の計上漏れがある等として課税処分を受けたことから、これを争いました。

III. 本判決の検討

1. 経済的価値は誰から取得株主に移転したのか

本件で国は、本件株式は法人法施行令119条1項3号(平成18年政令第125号による改正前のもの²⁾)所定の有利発行に係る有価証券に該当し、本件株式の払込期日における価額(時価)と払込価額との間の差額につき、その経済的価値が取得株主に流入しているから同額が「益金」に該当するとして受贈益課税を行いました。かかる経済的価値については、誰から取得株主に移転したのか、具体的には、発行会社から移転したのか(発行会社説)、他の既存株主から移転したのか(既存株主説)という理論的な問題があります。

簡単な設例を用いると、発行会社(X)は、株主甲が発行済株式総数1株の全てを保有しており、資産の額は100万円、負債の額はゼロ、資本の額は100万円であることから、X株式1株の価値は100万円であったとします³⁾。ここでXが、乙に対して、X株式1株を50万円で第三者割当の方法により発行すると、株主甲及び乙が保有するX株式1株の価値はそれぞれ75万円となります。乙は、払込価額50万円に対して時価75万円の株式を取得したことになりますが、この25万円の経済的価値はXから移転したのか、株主甲から移転したのかという問題です。

本件でもこの点が争われ、原判決(東京地裁平成22年3月5日判決裁判所HP掲載)は、納税者(取得株主)の払込価額が時価より低額であったことから、「原告〔納税者〕について利益が生じているか否かが問題となっているのであって、株式を引き受けていない旧株主と新株主との間における資産価値の移転が問題とされているものではない」と判示し、既存株主説に否定的でした。

これに対し本判決は、原判決の上記判示を改め、「発行会社と新株主との間に経済的利益の移転がない場合であっても、有利発行により経済的価値を得ていれば、当該収益が益金を構成することになる」と判示しており、発行会社説に否定的な立場を採っているものと考えられます。

先の設例から分かる通り、株式の第三者割当の方法による有利発行があった場合、取得株主(設例の乙)は、時価と払込価額との差額分の経済的価値を得る一方で、既存株主(設例の甲)は、株式価値の希薄化による損失(X株式の価値が100万円から75万円に低下した損失)を被っており、かかる点を捉えて経済的価値の移転が生じたと考えることができることから、既存株主説に親和的な本判決は妥当であると考えられます。

2. 「取引」は誰との間に存在するのか

既存株主から取得株主への経済的価値の移転があったとしても、法人税法22条2項は、「取引…に係る…収益の額」が「益金の額」に算入されるとしていることから、既存株主と取得株主との間に「取引」があったといえるのが問題

本ニューズレターの執筆者



みやづか ひし
宮塚 久
パートナー
弁護士



おがた けんた
緒方 健太
アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

題となります。

この点、株式の第三者割当の方法による有利発行に関して、既存株主と取得株主との間の課税関係について判示したケースとしては、最高裁平成 18 年 1 月 24 日判決判例時報 1923 号 20 頁(オウブンシャ・ホールディング事件)がありました。そのため、納税者は、当該判決の論理を踏まえて、「旧株主〔既存株主〕から新株主〔取得株主〕への資産価値の移転が問題となる新株引受けにおいては、原則として旧株主と新株主との間に『取引』の存在を認めることはできず、旧株主と新株主との間で株式に表章された資産価値(含み益)を移転させるという『関係者間の意思の合致』が認められる場合に限り、法人税法 22 条 2 項が適用される」ところ、本件ではそのような事情が認められないことから同条項は適用されないと主張しました。

これに対して、本判決は、「本件のような新株の発行においては、そもそも控訴人〔納税者〕による現金の払込みと、その金額を超える時価の新株の取得という『取引』が存在しているものであり、法人税法 22 条 2 項が、『取引に係る収益の額』と規定し、『取引による収益の額』としていないのは、取引自体から生ずる収益だけではなく、取引に関係した基因から生ずる収益を含む意味である」と判示し、取得株主による発行会社の新株の引受けが法人税法 22 条 2 項の「取引」に該当することを判示しました。

次に納税者の上記主張については、本件は「控訴人〔納税者〕の取得価額が株式の適正価額より低額であったことから、株式を引き受けた旧株主である控訴人と発行会社との間の取引に係る基因により、控訴人について受贈益課税の対象となる利益が生じているか否かが問題となっているのに対し、〔オウブンシャ・ホールディング事件〕の事案は、株式を引き受けていない旧株主に寄付金課税をする上で、当該旧株主と発行会社との関係においてではなく、当該旧株主と新株主との間の関係における資産価値の移転を問題とした事案であるから、両者の事案は異なっており、本件においても、株式を引き受けていない旧株主と発行会社(ママ)との関係において取引を構成しなければならない必要は全くない」と判示して排斥しました。

したがって、本判決の意義は、既存株主から取得株主に対して経済的価値が移転することを前提としながら、法人税法 22 条 2 項の「取引」を発行会社と取得株主との間において認定している点、すなわち、同条項の適用上、経済的価値が移転する当事者と「取引」の当事者が異なっても

よいとの判断を示している点にあると考えられます。

3. 希薄化損失の考慮

タイ法人 2 社の株式を保有する既存株主でもあった本件の納税者は、有利発行された「新株に表章された当該発行会社の資産価値を取得する一方、〔中略〕所有する株式の価値の下落による経済的損失(希薄化損失)を被る」ところ、このような希薄化損失は、益金へ算入すべき金額の算定において考慮されるべきとも主張していました。

これに対し本判決は、法人税法は、「原則として実現した利益のみが所得であるという考え方(実現原則)を採用し、未実現の利益を課税の対象から除外しており(法人税法 25 条 1 項)、法人の保有資産に内在する含み益の増減は課税上考慮しないこととしているから、これを課税上考慮することはできない」と判示した原判決を維持しました。

しかし、発行会社が株式の時価を下回る価額で発行する場合においても、例えば、既存株主の全てがその割当てを受ける株式無償割当(会社法 185 条)については原則として有利発行に該当しないと解されており、有力な見解によれば、その理由は、既存株主の個々に着目すると、新株を取得したことによる時価と払込金額の差額による利益と既に保有している株式の希薄化による損失が等しいために、利益と損失が相互に打ち消し合い当該株主に所得が発生しないからであるとされています⁴。

かかる株式無償割当における課税上の取扱いとの平仄の観点からすれば、本件についても希薄化損失を考慮する余地があり、その取扱いについて今後議論の積み重ねが待たれるところです。

以上

¹ 最高裁平成 24 年 5 月 8 日上告不受理決定により確定。
² 取得価額は、「その有価証券の当該払込みに係る期日における価額」と規定されていました。
³ 株式の時価算定については、株式が上場されている場合には市場価格を用いて算定する方法、発行会社の将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて現在価値を算定する方法、発行会社の純資産を基準として算定する方法等の様々な考え方があります。設例では、単純化のため、発行会社は非上場会社とし、株式の時価は純資産を基準としています。
⁴ 岡村忠生＝高橋祐介＝田中晶国「有利発行課税の構造と問題」岡村忠生編『新しい法人税法』260-261 頁。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスの携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029
 電話: 03-5562-8500(代) FAX: 03-5561-9711~9714
 E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2013